

第 3 回あり方検討会での主な指摘事項

■我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進

- 譲渡し等の規制について、種によっては法律の対象種とした場合に、譲渡し等を規制するのが妥当か、その一部の販売のみを規制するという案も含めて、規制のあり方を検討すべき。
- 保護増殖事業計画を策定する場合には、生息域外保全の実施を必須とすべきではないか。また、生息域外保全を実施するためのタイムスケジュールを検討する必要がある。
- 生息域外保全は、余剰個体による普及啓発や野外への再導入も視野に入れて進めるべきではないか。

■動植物園等と連携した生息域外保全等の推進

- 地域の生物多様性を維持する活動等の実施を動植物園等の設置の条件とする制度改正を実施すれば、動植物園等の全体の底上げにつながる。動物園法があり、動物園等の役割等が法律に位置付けられていれば、予算等も確保しやすいだろう。
- 種の保存法に関しては、事務局から説明があった方向でいいのではないか。一方、飼育環境の不適切さや動物福祉の充実といった課題とその対応策、また、一般的な動物園法の必要性等については、別途検討する必要があるのではないか。
- 生息域外保全については、生息域内保全との連携が不可欠である。地方の動植物園等において、生息域外保全等を積極的に進めるのであれば、大規模に予算が必要なのではないか。

■希少野生動植物種の流通管理強化

- 登録票について、本来返納すべき場合であっても記念として所持を希望する人がいる可能性もあるため、失効後に本人に送付することも検討すべきでは。
- アロワナについては、輸入量が膨大であり、また、違法な輸入が確認されている訳ではないため、改めて個体識別する必要は無いのでは。
- インターネット上での登録の確認では、登録記号番号だけではなく、登録年月日をはじめとして登録票記載内容は全て表示を義務付けることも検討すべきではないか。
- 交雑個体のため登録せずに流通しているという実態、特に、国内で交雑させた上で流通しているという実態がどの程度あるかという情報を踏まえ、追加的な法的規制が必要か、現行の登録制度等での対応で問題ないかについて、検討してはどうか。
- 両親が登録されている場合、その子供は登録できるので、あえて雑種にする必要性はない。片親でも登録されていない場合、登録することはできないので、あえて雑種をつくることは想定される。

■その他

- オオサンショウウオについては、雑種を記載対象とする必要性はなく、例外を認めるべきではないか。
- 自然界でも交雑は起こり、種として未分化という可能性もある。交雑への人為的関与の有無を把握した上で、交雑種の規制の必要性について検討する必要がある。また、種の状況が危機的である場合、交雑種であっても遺伝子資源として重要な場合もある。
- 絶滅危惧種であっても、放出したり植栽したりすることも生態系に影響を与えるので、扱いを検討する必要があるのではないか。例えば、購入する際にレクチャーすること等も必要ではないか。
- 絶滅危惧種が放流等により本来の生息地以外の場所で見つかった場合の保全の考え方等を整理する必要があるのではないか。
- 今回の法改正の内容や考え方については他省庁とも連携し、一般国民への情報発信をより強化する必要がある。